

枕崎市漁業・節類製造業 燃油高騰対策事業補助金

エネルギー価格高騰の影響を受けて経営の安定に支障が生じている漁業者及び節類製造業者の経営継続を支援するため、事業に使用した燃料代の一部を支援します。

▼対象者（ア～ウすべてを満たす漁業者又は節類製造業者）

- ア. 市内に住所を有する個人又は事業所を有する法人等
 - ・**漁業者**（枕崎市漁業協同組合の正組合員で漁業を営んでいる者）
 - ・**節類製造業者**（市内において節類製造業を営んでいる者）
- イ. 引き続き市内で事業を継続する意思がある者であること
- ウ. 市税等の滞納がないこと

▼対象期間

※令和7年1月1日から令和7年12月31日

（※補助金の対象となる期間は令和7年1月1日から令和7年12月31日までのうち、漁業経営セーフティネットワーク構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依頼通知）第4(1)カに規定する漁業用燃油価格差補填金が交付された期間とします。）

▼対象経費

- ※ 補助対象経費、補助金の額及び補助限度額は別表のとおりとします。
- ※ 市内に複数の施設・店舗等を営む場合も1事業者とします。ただし、遠洋かつお一本釣り漁業については、漁船毎の申請とします。

別表

対象者区分	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
漁業者 (遠洋かつお一本釣り漁業を除く。)	対象期間に漁船に給油した燃油の購入費用	対象期間に漁船に給油した燃油 1リットル当たり5円	
節類製造業者	対象期間に節類の製造工程における煮熟及び焙乾の用に供した燃油の購入費用	対象期間に節類の製造工程における煮熟及び焙乾の用に供する燃油として購入した燃油 1リットル当たり5円	100万円
	対象期間に節類の製造工程における煮熟及び焙乾の用に供したガスの購入費用	対象期間に節類の製造工程における煮熟及び焙乾の用に供するガスとして購入したガス 1立法メートル当たり5円	
遠洋かつお一本釣り漁業者	対象期間に漁船に給油した燃油の購入費用	対象期間に漁船に給油した燃油 1リットル当たり5円	漁船1隻当たり100万円

※ ただし、算出して得た額が50万円未満の場合は1,000円未満の端数を切り捨て、50万円以上100万円未満の場合は10,000円未満の端数を切り捨て、100万円以上の場合は100万円とするものとします。

※ 漁船用燃料、節類の製造に使用した燃料のみ対象となり、車両用、事務所用の燃料については対象外となります。

▼申請期間

令和8年2月6日（金）～**令和8年2月27日（金）必着**

▼申請から請求までの手続

- ①申請書等を準備し記入（配布された書類又は、水産商工課配置のもの）の取得）
- ②購入した燃油又はガスの数量を確認できる書類を準備（いずれかで可）
 - ・ 購入証明書（燃料販売所で証明してもらう）
 - ・ 領収書及び請求書の写し又は領収書及び納品書の写し
- ③申請チェックシートで申請書類が揃っていることを確認
- ④期日内に提出 **※令和8年2月27日（金）必着**
- ⑤補助対象者であることの証明は▼組合から受領し、組合経由で申請先の枕崎市水産商工課へ提出します。
 - ・ 漁業者 枕崎市漁業協同組合の正組合員であることの証明
⇒ 枕崎市漁業協同組合が証明
 - ・ 節類製造業者 枕崎市内で節類製造業を営んでいることの証明
⇒ 枕崎水産加工業協同組合が証明
- ⑥申請書受理後審査し、交付決定及び確定 ⇒ 請求の手続きを経て指定口座へ補助金が振り込まれます。

▼組合

○漁業者の方

〒898-0001

枕崎市松之尾町 64 番地

枕崎市漁業協同組合 総務部 庶務課 宛

○節類製造業者の方

〒898-0025

枕崎市立神本町 1 2 番地

枕崎水産加工業協同組合 宛

※郵送の場合は「枕崎市漁業・節類製造業燃油高騰対策事業申請書 在中」とご記入ください。

※必要書類や記載方法などについて詳しく説明した申請要領、記入例を必ずご確認の上、お申込みください。

※申請要領及び各種様式については、市ホームページでご確認・ダウンロードいただくか市水産商工課（水産センター2階）にも配置しています。

▼事業内容・申請に関するお問合せ先

枕崎市水産商工課水産振興係 TEL0993-73-1092（直通）